

2020年度遠隔授業実施を通して見えたこと

加藤健二

God, give us grace to accept with serenity
the things that cannot be changed,
Courage to change the things
which should be changed,
and the Wisdom to distinguish
the one from the other.

Reinhold Niebuhr

1. はじめに

2020年3月、新型コロナウイルス感染拡大を受け、大西晴樹学長の指示により学事暦及び新入生オリエンテーション・スケジュールの見直しに着手した。4月1日に学生1名の罹患が確認され、新入生オリエンテーションの全面オンライン化と授業開始日変更が決定された。最終的に4月14日、学長より学生・教職員に向け、2020年度前期授業期間を5月7日～8月12日に変更し、この間に行われる全科目の15回授業を全て遠隔授業とすることが発表された。

本学では、大学設置基準第二十五条第二項に基づき、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる」よう学則改正は済んでいた。しかし実施の実績はなかった（既に実施していたと主張する学科もなくはなかったが、遠隔授業の要件を満たすものではなく、何よりも要件の検討すらしていなかった）。従って、まずは前期1800もの授業の全てを遠隔授業として実施する準備を、ゼロから始めなければならなかった。以下は、その無謀な企てをどのようにして遂行したか、遂行の中で学んだこと、浮き上がってきた問題は何であったかについての報告である。時系列に則してはいるが、極力トピックごとにまとめて述べていきたい。

2. 前期遠隔授業実施の中で再認識したこと

1) 学事暦の変更

15回授業の確保

授業準備に関してまず問題になったのは、前年度に決定済みの学事暦通りに授業を実施できるかということであった。このことは新入生向けオリエンテーションをどのような形で、いつ実施できるかという問題と直結しており、学生部からの提案によりオリエンテーション全面オンライン化が決定され、それを準備・実施する日程調整の中で、授業開始日の変更（約1ヶ月

の繰り下げ)が決定された。そうすると前期授業期間の終了も1ヶ月繰り下げて8月末とすべきかが問題となる。そのような時、文部科学省からの通達(文科1)が届く。その中の「学事日程等の取扱いについて」には、このような記述がある。

令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

この記述の受け取り方は各大学で大きく異なることとなり、実質15回の授業を実施しなくともよいとの解釈をとる大学も多かった。結局文科省は後に(文科3)、授業時間数の削減を認めたものではないことを強調することとなる。本学においては、当初、各授業2回程度の補講を「適宜」実施するといった緩い縛りを検討したが、最終的には15回授業確保を担保しつつ、かつ、夏休み期間の最大限確保も考慮し、14回授業+授業1回分の「課題研究」(14回授業の期間と並行する形で実施)を必須とすることとした。

「課題研究」の問題

実はこの「課題研究」をめぐるいくつも問題が生じた。一つは教員側の問題で、実施方法についてアイデアが浮かばないという多くの質問があった。それでなくとも遠隔授業の準備に四苦八苦している上に、週のサイクルとは別に課題を提示しレポートを提出させるという作業を指示し、それを評価する余裕がなかったのである。急遽、manabaコース上で課題例の紹介を行った。後日、授業1回分に相当する内容であったことの確認を行ったところ、多くの授業で何とか実施されていることが把握できて安堵した。

もう一つは、学生側の問題であり、より深刻なものであった。遠隔授業の中でそれでなくとも多くの課題提出を求められ、いっぱいいっぱいになっている中で課題研究が重くのしかかったということである。学生アンケートの結果からは、課題が多過ぎるという悲鳴が聞こえてきた。もちろん「課題研究」のみの問題ではない。遠隔授業において学修成果確認のための「成果物」提出はむしろ必然でもある。これまでの対面授業では緩く捉えられていた面でもあり、学生の学修を実質化できていてむしろよい状態だという声も聞こえたが、授業間での調整をせずかなりの量の課題提出を求められた学生は消化不良気味であったと思われる。この問題は広く遠隔授業における成績評価方法の問題とも関連して今後十分に検討すべき課題と言える。

なお、今回授業時間確保の方法として、15回授業確保ではなく、授業時間の変更、例えば90分授業を100分とすることにより、授業14回で15回分を確保するという対応をとった大学もあっ

たようである。全て遠隔授業であった前期においては本学でもあり得た対応策であったかもしれない。

2) 遠隔授業実施の準備

遠隔授業実施サポートチームの組織化

まずは遠隔授業実施を準備する主体が必要である。そこで急遽、学務部長、学長特別補佐、学長室長を中心に、各キャンパスの学務副部長、LMS支援担当職員、情報処理センター職員、各学科選出の教員により構成された「遠隔授業実施サポートチーム」(35名)が組織された(図1)。そしてそれぞれの持ち味を生かしつつ、文科省の求める遠隔授業の要件を理解し、本学情報系システムの現状分析と活用可能性を把握した上で、本学で実現しうる遠隔授業のあり方を構想し、準備を開始した。

各種ガイド、相談窓口の準備

教育工学を専門とする学長特別補佐が主導して授業実施の各種パターンを考案し、それらに基づいて教員向けの「遠隔授業実施ガイド」、学生向けの「遠隔授業受講ガイド」が作成された。

また、学生及び教員からの遠隔授業に関する質問に応ずるためのメーリングリストと、電話での相談に応ずる窓口を整備した(図2)。

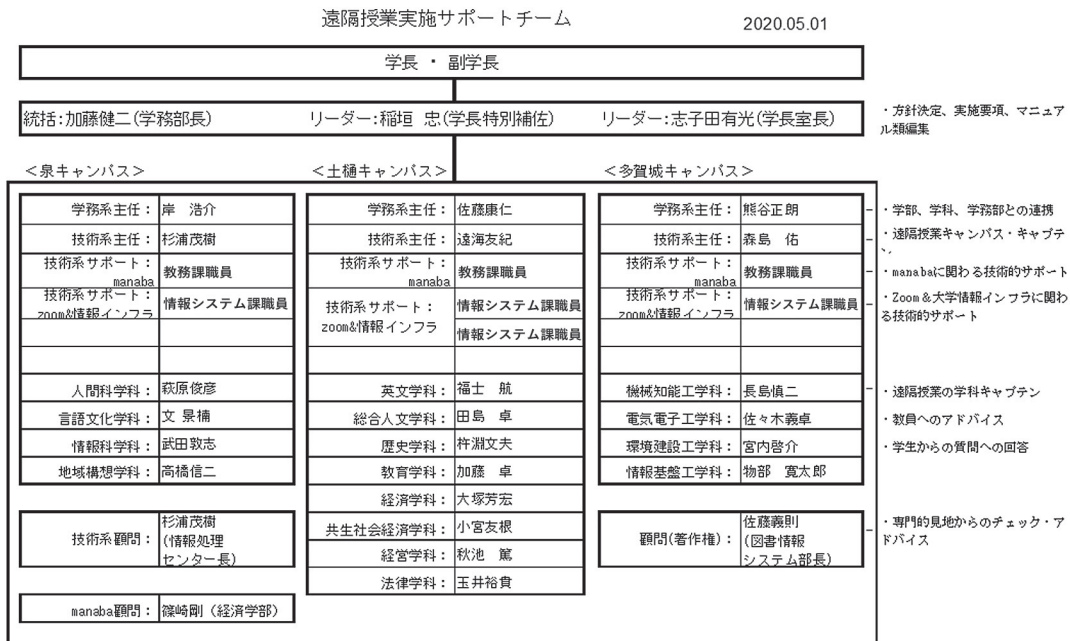


図1 遠隔授業実施サポートチームの構成

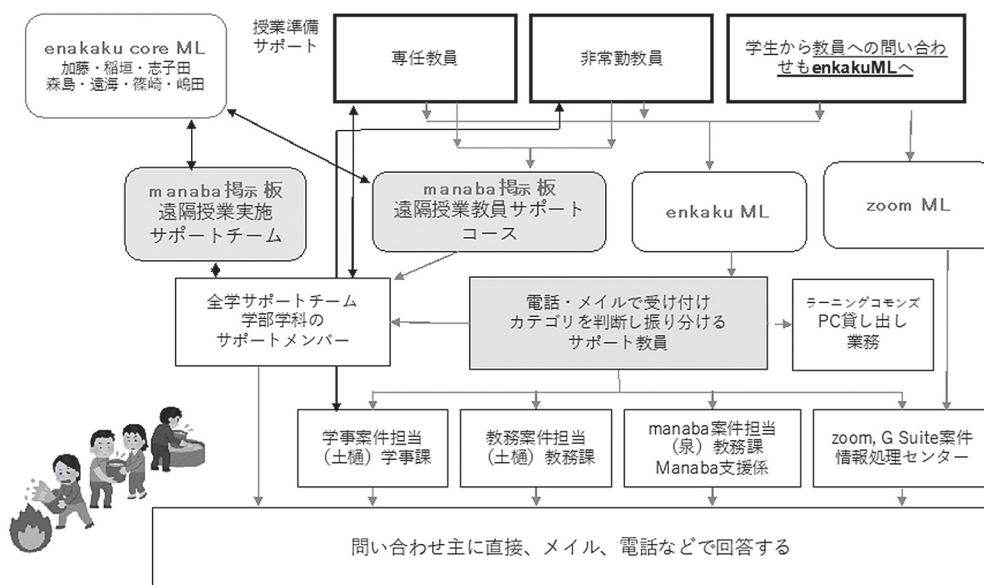


図2 教員・学生からの問い合わせ対応体制（事務系部署は直接または電話対応）

更に、リアルタイムな意見交換を通して授業改善のサイクルを回せるよう、manaba上に非常勤講師を含めた全教員が登録されたコース「遠隔授業教員サポート」が設置された。このコースは現在も稼働中である。

学生の準備支援

学生の受講準備状況を把握するために、4月全学生を対象に受講用PCおよびネットワーク接続環境について調査（第1次調査）を実施し、どちらも準備できない学生が最大240名ほどいることを把握した。そこで改めて機器貸与希望調査（第2次調査）を行い、その結果をもとに、PCについては対面授業用として学内に整備されていた既存98台を活用し、ネットワーク接続についてはWi-Fiルータ50台を新規購入した上で、ラーニング commons 施設を窓口として学生に無償貸与することとした。

教員の準備支援

一方、教員に対しては、遠隔授業実施の可能性と、実施が難しい場合の代替措置についてアンケート調査を実施し、「フィールドワーク」を実施する科目のように遠隔授業では対応が難しい幾つかの授業については後期に移動することとした。また、非常勤講師に対して、遠隔授業実施のために必要とする支援内容に関する調査結果に基づき、前期授業を実施する全非常勤講師に準備金5万円を支給した。この措置は後期担当の非常勤講師にも行われた。

なお、フィールドワーク同様に実施が難しいと思われた科目に「スポーツ実技」があるが、文科省は「体育実技について、遠隔授業等によりレクチャーを行い、実技は課題として課すとともに、実施状況をレポート等の提出等により報告」という取り組み例まで示して実施を促していた（文科5）。当初担当者からは、教員の目の行き届かない場での実技は危険で責任が持てず、遠隔授業としては実施できないとの声もあがったが、学生部への問い合わせにより、遠隔授業であっても授業として指定された時間における事故については「学生総合保証制度」の保険適用になることが確認でき、話し合いの結果、授業数を減らして実施することとなった。

遠隔授業用システムの準備

本学のような「通学課程」大学は、いわゆる遠隔授業を実施する際に、大学設置基準上「通信課程」大学とは扱いが異なり、遠隔授業（高度にメディアを活用した授業）で取得できる単位数は124単位中60単位までであるなどの制約がある。

しかし、今回コロナ対応として実施された遠隔授業は、あくまで上記の意味での遠隔授業ではなく、「対面授業として予定されていた授業を特例として遠隔授業として実施する授業」として位置付けられ、そのために60単位の制限等も適用されないこととなった。ただし「面接授業に相当する教育効果を担保する」というその要件は、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）に示された遠隔授業のものそのものであり、「同時双方向型」（本学ではオンタイム型と呼んでいる）、「インターネット配信方式等」（本学ではオンデマンド型）いずれにおいても次のような条件が満たされている必要があった。

- 1) 授業内、あるいは授業後速やかに、「設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導」をすること
- 2) 学生の意見交換の機会を確保すること

さらに、授業実施についても以下のような要件が求められた（文科5）。

- 3) 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- 4) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- 5) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること

6) 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

本学においてこれらの条件を満たす授業を支援するシステムとして、既に導入されていたクラウド型学修支援システム「manaba course」を中核ツールに据えることとした。

例えばオンデマンド授業であれば、上記条件のうち、1) や4)、5) についてはmanabaの小テスト機能、アンケート機能、連動して利用できるアプリResponの利用、レポート機能、個別指導(コレクション)機能、掲示板機能などで実現でき、2) については主として掲示板機能で実現できた。ただし、授業資料としてmanaba上に置けるファイル容量の制限、数千という学生のアクセスが集中することの危険性の回避等の目的のために、ファイルはgoogle drive上に置き、そのファイルへのリンクをmanaba上に貼るという方法を推奨することとした。なお、「授業後速やかに」については、次回授業までに、あるいは次回授業時に、との解釈が文科省より示されており、授業実施ガイドでも「1回の授業(受講期間)を、時間割上の曜日校時を基準にした1週間以内(次の授業時間を含む)とする」と定義して、この期間内での授業配信を徹底した。

受講生が比較的少人数のオンタイム授業を実施するために、遠隔会議システムZoomを用いることとした。90分間接続を継続すること、学生以外の者が侵入しないようにすることなどを考慮し、大学としてZoom communication社と全教員分のライセンス契約を結んだ。このシステムを用いることにより、1)、2)、4) といった条件は容易に実現できた。さらに、オンタイム授業であってもmanabaを併用することにより、4)、5) などについて授業時間外であっても実現できた。

条件3) を充すために、前期全授業についてシラバスを改定し、遠隔授業の実施形態、各授業時の受講方法の変更、成績評価方法の変更について記述して、授業開始時に学生に公開するよう求めた。後(9月)に、後期シラバスの改正に際して、前期改正シラバスの提出も求めた。

6) については、履修登録に間に合うように全授業の授業実施形態の一覧を作成し、manaba上に公開した。一覧は随時修正を加えながら、前期を通して公開を続けた。

講習会の実施

遠隔授業に関する勉強会、講習会が各学部で自発的に開催された。サポートチームへは講習会開催の要望が多く届いていたが、なかなかそれに応ずる余裕がなかったというのが本当のところ、業を煮やして各学部での開催となったものと思われる。そのような中、授業開始直前の4月27日～4月29日に全学的な模擬授業トライアルが実施され、70ほどの講義が参加した。

中にはmanabaがアクセス集中にどれくらい耐えられるか実験をしようという“有難い”企画もあり、システムダウンもなく無事に終わり胸を撫で下ろしたものである。

しかし、これら講習に参加できる教員はある程度（中には高度に）機器を使いこなせる方々であるわけで、そうではない教員に対しての情報提供、講習、研修をどのように進めるかは大きな課題として残された。

3) 遠隔授業の実施

かくして5月7日、遠隔授業は開始された。

既に開始していた他大学からは、アクセス集中による「システムダウン」といったニュースが聞こえてきた。朝日ネット（manabaの運営会社）にはアクセス状況の監視をお願いし、随時報告もいただいた。が、アクセス集中を避けるために打っていた方策（Zoom授業のURLをmanabaに公開して読みに来させるのではなく、学生メールアドレスに自動配信する工夫など）が奏功したのか、manabaが“落ちる”ことはなかった。

アカウント問題

しかし問題がなかったわけではない。まず起きてきたのはアカウント問題であった。

例えば、本学教員に与えられていたアカウントは「e教職員番号@g.tohoku-gakuin.ac.jp」と「e教職員番号@g.tohoku-gakuin.jp」の2つであり、学生には「s学生番号@g.tohoku-gakuin.ac.jp」のみが付与されている。Google driveに資料を置く際に「@g.tohoku-gakuin.jp」の方でログインしていると、置いたファイルをmanabaにリンクしても、学生はそのリンクからファイルを見ることができない。同じ「@g.tohoku-gakuin.ac.jp」でアクセスしていないとファイルを公開できないのである。この問題には多くの教員が悩まされ、サポートチームへの問い合わせも相当な数にのぼった。

一方学生も、例えばZoom授業に参加する時、「@mail.tohoku-gakuin.ac.jp」が指定アカウントとなっているので、これ以外の、独自に獲得したグーグルアカウントで接続しようとしても接続できない。こうしたトラブルも頻発し、急遽この問題対応用のメーリングリストを設置したほどである。

図3は遠隔授業サポートチームMLに寄せられた問い合わせ件数（サポートからの回答も含む）の推移であるが、授業開始2週間前（Zoom使用に関する案内を出した時点）からZoomに関する問い合わせが殺到していることが分かる。実は遠隔全般サポートのMLにもZoomに入れないとの問い合わせが多くきていた。しかし、その後の推移を見ても分かるように、一度アクセスできれば理解してもらえらるようで、再発はあまりない。要は如何に適切な時期にトライ

アルして慣れてもらうかが重要であるということであろう。

なお、図3の数字には、事務局に直接の問い合わせ、電話での問い合わせは含まれていない。実際は教務課、学事課には、昨年度までと同様に学生や非常勤講師から授業に関する質問として多くの問い合わせが寄せられていた。ここで生じた一つの問題は、そうした事務系窓口と教員のサポートチームとの間の連携がうまく取れていなかったということであった。

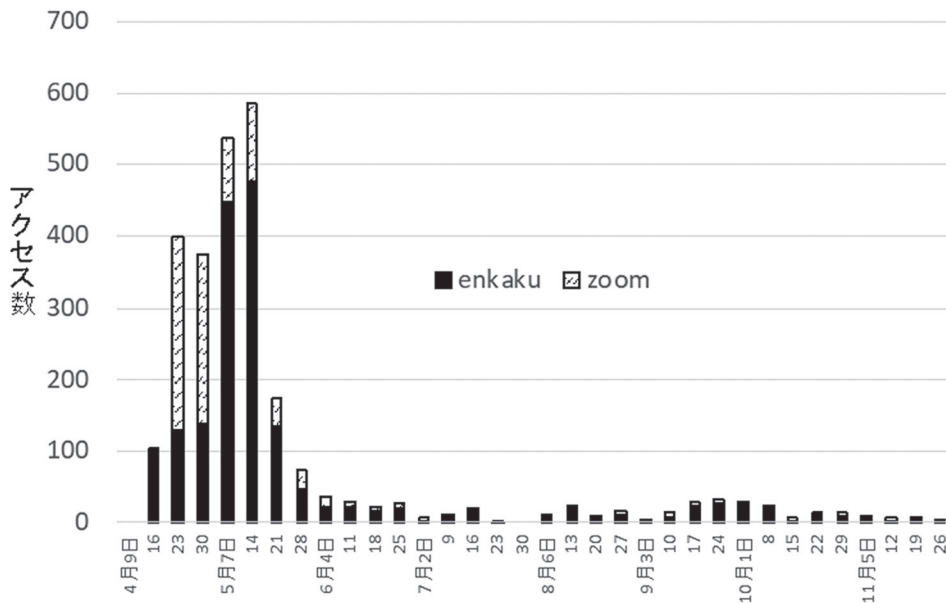


図3 相談窓口（メール）へのアクセス数（表示月日から始まる1週間のカウント）
enkakuとは遠隔授業一般に関する相談用ML、ZoomとはZoom専用相談ML

非常勤講師のサポート

前述した通り、Zoomを用いたオンタイム授業を実施するに際にも、google driveに授業資料をセットする際にも、大学が付与する「e教職員番号@mail.tohoku-gakuin.ac.jp」のアカウントを使用する。しかし、非常勤講師のほとんどは日常は個人のメールアドレスか、本務校のメールアドレスを利用しており、その使い分けに関して多くの混乱があった。また、授業時には本学付与のアカウントを使用しても、通常連絡には個人のアカウントを使用する先生が多く、緊急時には非常勤の個人アカウントを集めている学事課のリストに頼ることとなり、連絡が徹底できない嫌いがあった。それでも、昨年までのように最終的に封書による連絡に頼っていたのに比べれば多少はスピーディになったと言えるが、できれば大学付与のアカウントに統一させていただきたいところである。

一方、これまでは、交通費等の問題で非常勤の先生方にFD研修などに参加してもらうことが難しかったが、この度の経験を通してmanaba等を介してオンラインでの研修実施の道が開

けたように思われる。Manabaの実施サポートコースへの非常勤の先生方のアクセスは未だに広がりを見せているとは言い難いが、こちらも更なる活用の道を探りたい。

授業改善のためのアンケート

昨年度までは全授業でマークシートを用いて実施されてきた「授業改善のためのアンケート」であるが、遠隔授業事態ではそれは不可能となった。そこでLMSのmanabaに組み込む授業評価機能を急遽追加契約し、辛うじて授業期間内での実施に間に合わせた。残念ながら、回答することに対するインセンティブもなく、回答率は非常に低くなってしまった。

しかし、それにより却って、回答したい意思を持つ学生のみ意見が反映する結果となった。評価の高かった授業と、評価の低かった授業について、その内容を仔細に検討し、授業改善に生かせる情報を抽出したいと考える。

遠隔授業における成績評価

本学では数年前から定期試験期間を廃止し、多様な方法を用いた多角的な成績評価を推進してきた。そのため試験（テスト）に頼らない評価方法に馴染んできたはずであったが、デジタルの提出物のみに基づいて従来型の成績評価を行うことは非常に困難であった。文科省は、試験やレポートにおける不正防止対策を再三要請してきたが、これとって効果的な工夫が提示されていたわけではなかった。本学では、manabaの小テスト機能に、各学生が回答を開始してから制限時間を設定する機能を追加し、公平性はやや高まったが、いわゆる「持ち込み条件」を統制することはできていない。

しかしむしろ、この状況を逆手にとって、従来の評価手法に囚われずに自らの授業にとっての「真正な評価」について真剣に考えてみる良い機会としたいところである。

3. 後期ハイブリッド授業実施の中で分かったこと

1) 後期授業の準備

対面授業の実施

後期の授業実施形態を検討するため、6月30日から7月13日まで「遠隔授業の受講状況に関する学生調査」を実施し、その結果から、後期授業について対面授業と遠隔授業併用の要望が多いことを把握した。また、保護者から大学へ、対面授業の実施を求める投書が複数届いた。文科省からは以下のような通達をはじめ、可能な限り対面授業を実施するようとの圧力も強まった（文科13、文科16）。

7月事務連絡等においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業は、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。また、こうした場合であっても面接授業との併用について検討するとともに、遠隔授業の実施に当たっては、面接授業に相当する教育効果を有する必要があることに留意すること。面接授業の機会が著しく少ない場合等においては、面接授業を実施できない理由や、それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について、学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。(文科17)

これらの背景のもと、学内で検討を重ねた結果、後期については受講者数が50名以下であり、感染防止対策を徹底することを条件に対面授業を実施できることとした。このことについては、7月22日付で学長より学生・教職員向けに「後期授業の実施について」を発信し周知を図った。さらに、7月27日付で「後期授業実施補足説明」を教員向けに発信し、対面授業・双方向型オンライン授業・オンデマンド授業の実施方法、時間割上で複数の実施方法が連続する場合の学生の受講方法などについて解説を行った。引き続き、後期授業を担当する全教員に対して、7月29日から8月6日まで「後期授業実施形態調査」を行い、その結果を後期授業実施形態一覧として8月31日付で全学に公開した。また、学生向けには、9月7日付で「後期授業の開始にあたって」と題した学長からの文書を配信し、周知を行うとともに、受講準備を促した。

後期授業の実施形態が決定したことに伴い、前期授業における反省等を踏まえた授業実施要項(改訂版)、学生向けの受講ガイド(改訂版)並びに教員向けの遠隔授業実施ガイド(改訂版)をそれぞれ作成し、9月1日付で公開した。また、併せて、シラバス改訂(実施形態追記等)を9月1日から9日までの期間で教員に求め、9月14日に学生に公開した。

学生の準備支援

また、9月7日～11日、全学生を対象にあらためて受講用PC及びWi-Fiルータ貸出希望調査を実施した。その結果、受講用PCの希望者数に大きな変化はなかったが、Wi-Fiルータについては主要携帯キャリアの50GB無料サービスが終了した影響もあり、貸与希望者が前期の50名から123名に増加した。PCについては、上述の通り後期から面接授業を一部行うこととしたため、面接授業用として整備していた既存PCの活用は難しくなり、新規に購入し貸与することとした。また、Wi-Fiルータについても、増加分を新規に購入し貸与することとした。

ハイブリッド授業

対面授業実施とした授業において、通学におけるコロナ感染に不安を抱く学生がいることを踏まえ、対面授業を遠隔で受講するハイブリッド型授業を行うこととした。このため、9月8日から12日まで対面授業を行う教員を対象に、授業配信用タブレット(iPad)の利用希望を調査した。その結果と時間割とを照らし合わせ、必要最大数をキャンパス別に算出した結果、計

31台の準備で運用可能と判断され、三脚と併せたセットとして購入することとした。

なお、学生貸与のPC99台、Wi-Fiルータ123台、及びハイブリッド授業用タブレット31セットの購入については、「面接授業・遠隔授業併用下での学生の学修機会確保支援事業」として文部科学省補助金「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」に応募し採択された。

2) 後期授業の実施

ハイブリッド授業

この原稿を執筆時、後期授業の途中であるが、既にハイブリッド授業に関わる幾つもの問題が生じている。

一つはハイブリッド受講に関する学生の勘違いである。ハイブリッド受講は、あくまでコロナ感染の危険・不安が高い時に限り、担当教員に申し出ることによって認められるものとし、基本的に授業を通して受講形態は変えないことと考えていた。しかし学生の中には、コロナ感染に関係なく、通学の負担軽減のため、あるいは自らのスケジュールの都合からハイブリッド受講を申し出るものも多く、更に授業途中からの変更も頻発し、結局対面授業から遠隔授業へ変更する授業も多かった。もともと対面授業は、対面でやる必要があるから行っているのであり、学生の好みや都合で対面として受講するか否かを決定するようなものではないはずであるが。

ただし、対面授業敬遠の傾向は教員の中でも生じており、表向きコロナ感染の危険性回避を理由としながら、その実は出講の手間を嫌ったり、自らのスケジュールの都合に合わせたいとの思いからである場合がありそうである。今や大学の問題は「コロナ感染にどう対応するか」ではなく、「対面授業敬遠にどう対応するか」だとの声を聞いたこともある。

結果として、大学全体としては対面授業実施率は当初の30%強から更に低下したようである。

一方で、ハイブリッド授業実施の難しさについて多くの教員から声が上がった。目の前の学生を相手にしながら、授業を遠隔配信するのは一人ではとても困難だ、TAなどの補助が欲しい、授業を支援する機器を揃えて欲しい等である。稲垣先生がPC 1台でハイブリッド授業を実施したレポートをmanabaコースの掲示板に投稿してくださったが、やはり手練の技は真似できないところがあり、上記ハイブリッド授業用iPadの到着が待たれるところとなっている。(ところが業者の目論見の誤りで12月に入った今も大学に納品されないという事態に陥っている。)

本学、特に文系学部では、TAの補助を予定できるほどに大学院生が在籍していないこともあり、その授業を既習の学部上級生にSAとして参加してもらおうといった工夫が必要であろう。また、コロナ対応に限らず、今後もハイブリッド授業が求められる機会はあると思われ、授業を支援する簡便な機器は大学として備えておくべきだと思われる。

4. 今後に向けて

今年度、遠隔授業を準備・実施・サポートする中で、具体的に何をしたか、何を感じ、何が分かったについて述べてきた。取り上げなかったものも多い。例えば、授業資料の著作権問題への対応、資格関連実習科目の扱い、教員向けに実施したアンケートについて等である。アンケート結果の一部は既にmanabaにアップロードしてあるが、いずれ別の形でまとめてみたいと思う。最後に、これまで述べたことの中で、今後に生かすべき、あるいは今後検討すべきと思われる点を再度挙げておきたい。

- ・「対面授業として予定されていた授業を特例として遠隔授業として実施する授業」としての遠隔授業ではなく、大学設置基準第二十五条第二項に基づく遠隔授業を、本学における授業体系の中に位置づける作業を早急に進めるべきである。そして、そうした授業を実質的に運用する恒常的組織を設置すべきである。そのような組織があることによって、今年度のような突然の授業形態の変更が求められるといった事態に対しても適切に対応できるはずである。
- ・本学の授業運営における非常勤講師の役割について再確認すべきである。大学として新たな方針に沿って教育を進めようとするとき、非常勤講師もその方針を理解・共有して、本学の一員として授業を実施してもらう必要がある。それにはまず、非常勤講師を一城の主人としてだけ処遇するのではなく、学科の、あるいはセクションのメンバーと見做して対応すべきである。
- ・授業担当を決めたら後はその教員にお任せ、というのではなく、大学は機器の準備、ノウハウの提供も含めて、教員の授業実施をサポートすべきであり、そのための部署あるいは組織を設置すべきである。もはやチョーク一本で授業するという時代ではなくなった。遠隔授業サポートチームが果たしたような役割は、それらの組織が担うべきである。

謝辞

本文中、一人称で記述した部分が相当箇所あるが、実際は、稲垣学長特別補佐、志子田学長室長、遠海ラーニングcommons助教をはじめとする教員チーム、そして情報システム部・学務部職員を中心とした事務職員チーム混成の「遠隔授業実施サポートチーム」により実施されたものである。改めて、そのご尽力に心からの謝意と敬意を表したい。

参考資料：遠隔授業に関する文科省からの通知・連絡等

(以下の資料及び文中に挙げたガイド・要項等は、全てmanaba「遠隔授業実施サポート」コースで読むことができます。)

文科1) 令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)

元文科高第1259号 令和2年3月24日

文科6) 大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について(通知)

2文科高第36号 令和2年4月6日

文科2) 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(周知)

2文科高第123号、令和2年4月17日

文科3) 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(4月21日時点)

事務連絡 令和2年4月21日

文科4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について

文部科学省高等教育局高等教育企画課 令和2年4月24日

文科5) 遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について

事務連絡 令和2年5月1日

文科7) 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について

文部科学省高等教育局高等教育企画課 令和2年5月13日

文科8) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について(周知)

事務連絡 令和2年5月15日

文科9) 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(5月22日時点) 取組事例紹介

事務連絡 令和2年5月22日

文科10) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況(令和2年5月20日時点)

5月20日

文科11) 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)

2文科高第238号 令和2年6月5日

文科12) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況(令和2年6月1日時点)

6月1日

文科13) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況(令和2年7月1日時点)

7月17日

2020年度遠隔授業実施を通して見えたこと

文科14) 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について
事務連絡 令和2年7月27日

文科15) 私立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例1
8月11日

文科16) 大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査(結果)
9月15日

文科17) 大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)
2文科高第543号 令和2年9月15日

文科18) 大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査結果(地域別)
10月2日